

**平成 30 年度創設**  
**賃上げ・生産性向上のための税制**  
**よくあるご質問 Q&A 集**

**大企業向け**

## I. よくあるご質問（旧所得拡大促進税制（大企業）と同様）

- Q 1. 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるか。
- A 1. 税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。（租法 42 の 12 の 5⑤）
- Q 2. 白色申告書を提出している場合であっても、本制度の適用を受けることができるのか。
- A 2. 本制度は、適用年度において青色申告書を提出している法人が対象となりますので、青色申告書を提出していない場合(白色申告書を提出している場合)には適用を受けることができません。（租法 42 の 12 の 5①）
- Q 3. 国内雇用者とは。
- A 3. 法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者です。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者は含まれません。（租法 42 の 12 の 5③二、租法施行令 27 の 12 の 5④）
- Q 4. 役員とは。
- A 4. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。（法法 2 十五、法令 7）  
注) 「使用人兼務役員」については、使用人としての給与分についても計算の対象にはなりません。
- Q 5. 特典関係者とは。
- A 5. 法人の役員の親族を指します。親族の範囲は 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者等も特典関係者に含まれます。（租法施行令 27 の 12 の 5③）
- Q 6. 給与等とは。
- A 6. 俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(給与所得となる給与)をいいます。（租法 42 の 12 の 5③三、所法 28①）退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、賃金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をしている場合は、給与等に含めることが認められます。（租通 42 の 12 の 5-1 の 2）
- Q 7. 雇用者給与等支給額（給与総額）とは。
- A 7. 適用年度の「全ての国内雇用者」に対する給与等の総額をいいます。継続雇用者に限定されません。（租法 42 の 12 の 5③四）
- Q 8. 比較雇用者給与等支給額とは。
- A 8. 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度の前事業年度の雇用者給与等支給額をいいます。なお、前事業年度の月数と適用年度の月数が異なる場合は、「Q【27】」をご参照ください。（租法 42 の 12 の 5③五、租法施行令 27 の 12 の 5⑤⑥）

Q 9. 給与等の増加額とは。

Q 9. 「給与等の増加額 = 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額」です。

Q10. 年度の途中、月の途中で役員になったものなどはどのように取り扱えばよいか。

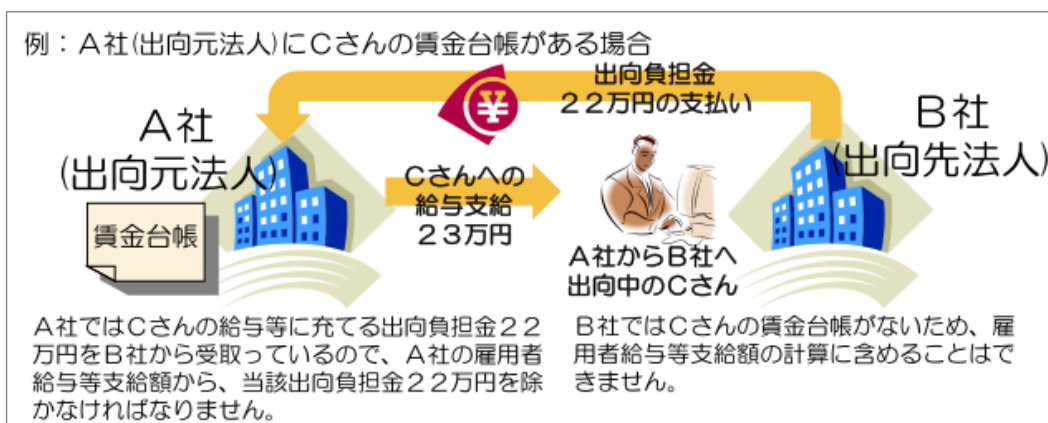
A10. 本税制は使用人に対する制度ですので、役員分の給与は除き、使用人に該当する期間の給与のみ計算の対象となります。(租法 42 の 12 の 5③二、四)

Q11. 一時的に海外で働いている者等は国内雇用者に該当するのか。

A11. 国内雇用者の要件は「使用人のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者」であることです。そのため、海外に長期出張等をしていた場合でも、国内の事業所で作成された賃金台帳に記載され、給与所得となる給与等の支給を受けている方は、海外で勤務をしていても国内雇用者に該当します。(租法 42 の 12 の 5③二、租法施行令 27 の 12 の 5④)

Q12. 出向元法人における出向者はどのように取り扱えばよいか。

A12. 「給与等に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人、当該法人が外国法人である場合の法人税法 138 条第一項一号に規定する本店等を含む。)から支払を受ける金額」は雇用者給与等支給額から控除するため、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人)が支給する際、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額(出向負担金等)は雇用者給与等支給額から控除します。(租通 42 の 12 の 5-2 (2))



Q13. 出向先法人における出向者はどのように取り扱えばよいか。

A13. 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、出向先法人が支給する当該給与負担金の額は、雇用者給与等支給額に含まれます。(逆に、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該給与負担金の額は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。)(租通 42 の 12 の 5-3)



Q14. 雇用者給与等支給額の詳しい内容を知りたい。

A14. 雇用者給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の額で、当該適用年度において損金算入される金額をいいます。ただし、役員の特典関係者や使用人兼務役員に対して支給する給与や退職手当は除かれます。また、給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除する必要があります。（租法 42 の 12 の 5③二三四、租法施行令 27 の 12 の 5③④）

◆給与等に含まれるものの例：賃金、勤勉手当、残業手当など給与所得とされるもの

◆給与等に含まれないものの例：退職手当など給与所得とされないもの

※注：決算賞与については、損金算入される事業年度の雇用者給与等支給額に含まれます。

※注：通勤手当を含むなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合は、認められます。（租通 42 の 12 の 5—1 の 2）

Q15. 残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当などの手当は本制度の対象となる給与等に該当するののか。

A15. 本制度の対象となる給与等は、適用年度の「全ての国内雇用者」に対する「給与等」の総額をいいます（⇒Q 7）。この「給与等」とは、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（給与所得となる給与）をいいます（⇒Q 6）が、おたずねの手当は原則として給与所得となることから、給与等の対象となります。例外として、次のような手当は給与所得の対象外となるため、給与等には該当しないこととなります。

（1）通勤手当のうち、一定金額以下のもの

（2）転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの

（3）宿直や日直の手当のうち、一定金額以下のもの

詳しくは国税庁 HP（※）及び最寄りの税務署にご確認ください。

※<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2508.htm>

Q16. 次のそれぞれの場合におけるそれぞれの金額は、給与等の金額に含まれるののか。

・給与所得となる手当を商品券で支給した場合の商品券の券面額

・給与所得となる食事代の手当をお食事券で支給した場合のお食事券の券面額

A16. いずれも、給与等の金額に含まれます。現金か商品券かなど、支給の形態は問いません。

Q17 未払給与、前払給与はどの事業年度の雇用者給与等支給額に含まれるののか。

A17. 未払給与は、計上時に損金算入されるものなので、その計上時、すなわち損金算入時の事業年度の「雇用者給与等支給額」に含まれます。これに対して前払給与は、計上時には損金算入されないものの、その後損金算入される事業年度の「雇用者給与等支給額」に含まれることとなります。

Q18. 未払計上しているが損金に算入される期末賞与(給与のうち臨時的なもの)はどのように扱えばよいか。

A18. 当税制では各事業年度に損金算入される国内雇用者に対する給与等の支給額を算出します。そのため、会計上前年度に未払計上した場合において税務上も損金算入が認められる給与等については、前年度の給与等支給額に加えます。逆に会計上未払計上した場合であっても税務上損金算入が認められない給与等については、実際に損金算入される年度の雇用者給与等支給額に加えます。（法令 72 の 3）

Q19. 雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額・継続雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与等支給額における月数調整や、継続雇用者の判定において、月数が 1 月に満たない端数が発生した場合にはどうするののか。

A19. 1 月として計算します。（租法 42 の 12 の 5④）

Q20. 連結法人の場合、各要件の適否について連結グループ全体で計算するのか、それとも連結親法人及び連結子法人ごとに個別に計算するのか。

A20. ここで言う連結法人とは、法人税法第2条第12号の7の2に該当する法人をいいます。該当する場合は、連結グループ全体で計算します。（租法68の15の6）

Q21. 適用年度とその適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度に、「事業主都合による離職者」がないことなどの要件はあるか。

A21. 本制度には上記のような要件はありませんので、雇用者給与等支給額の増加等の適用要件を満たせば、事業主都合による離職者がいる年度(①人員整理、事業の休廃止等による解雇②事業主の勧奨等による任意退職があった場合等)においても、本制度の利用は可能です。

Q22. 給与等支給額から控除する必要のある、給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額にはどのようなものがあるか。

A22. 給与等支給額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払いを受けた金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれます。

(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額。

(2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額。

Q23. 国内雇用者に対する給与等の支給額から除外する助成金には具体的にはどのようなものが含まれるのか。

A23. 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金です。その他、個別の助成金が含まれるのか等については、経産省の方で断定的にお答えしかねます。最寄りの税務署等にご相談ください。

Q24. 雇入れ助成金などと本制度を同一年度で併用することはできるのか。

A24. 助成金と本制度を同一年度で併用することは可能です。ただし、本制度上、「雇用者給与等支給額」「比較雇用者給与等支給額」等には、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額は含まれないため、実際に支給した額から助成金の支給額を控除して、要件の判定や控除を受ける金額の計算を行うこととなります。

Q25. 過去の確定申告に係る分について適用は可能か。

A25. 申し訳ありませんが、適用できません。

Q26. 合併・分割した場合は適用可能か。

A26. 要件を満たせば適用可能です。基本的に、適用年度の雇用者給与等支給額と比較するので、比較雇用者給与等支給額は雇用者給与等支給額に合わせる形で調整します。したがって、合併における比較雇用者給与等支給額の計算は、適用年度の合併によって増加した被合併法人に係る給与等支給額に相当する分を加算調整します。一方で、分割における比較雇用者給与等支給額の計算は、適用年度の分割によって減少した切り離された事業の国内雇用者に係る給与等支給額に相当する部分（分割に伴い移転した従業員の数に基づいて計算）を減算調整します（分割承継法人の場合は加算調整）。また、適用年度における合併・分割に係る新設法人は適用できません。

Q27. 前事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合の比較雇用者給与等支給額の扱いはどうなるのか。

A27. 前事業年度の月数によって計算方法が異なります。（租法施行令 27 の 12 の 5⑤⑥）

(1) 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合（前事業年度が6月に満たない場合）  
適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度の雇用者給与等支給額に適用年度の月数を乗じて、これを適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

【例】前々事業年度：平成29年1月～平成29年12月（12か月決算）

前事業年度：平成30年1月～平成30年3月（3か月決算）

適用年度：平成30年4月～平成31年3月（12か月決算）

→比較雇用者給与等支給額＝（前々事業年度＋前事業年度の雇用者給与等支給額）×12÷（12＋3）

(2) 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合（前事業年度が6か月以上の場合）  
前事業年度の雇用者給与等支給額に適用年度の月数を乗じて、これを前事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

【例】前事業年度：平成29年10月～平成30年3月（6か月決算）

適用年度：平成30年4月～平成31年3月（12か月決算）

→比較雇用者給与等支給額＝前事業年度の雇用者給与等支給額×12÷6

(3) 前事業年度の月数が適用年度の月数を超える場合  
前事業年度の雇用者給与等支給額に適用年度の月数を乗じて、これを前事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

【例】前事業年度：平成29年4月～平成30年3月（12か月決算）

適用年度：平成30年4月～平成30年9月（6か月決算）

→比較雇用者給与等支給額＝前事業年度の雇用者給与等支給額×6÷12

詳しくは、[ガイドブック](#)をご参照ください。

Q28. 給与の支給対象月と支給月が異なる場合、例えば支給月が支給対象月の翌月となっている場合において、継続雇用者はどのように判断すれば良いか。

A28. 継続雇用者とは、適用年度およびその前事業年度の各月分の給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。したがって、支給月が支給対象月の翌月となっている場合には、支給対象月が適用年度である当期と前期の全ての月分あるかどうかにより判断することになります。



## Ⅱ. よくあるご質問（主に、旧所得拡大促進税制（大企業）との変更点）

Q29. 継続雇用者とは（注：旧所得拡大促進税制と定義について変更があります）。

A29. 以下の全てを満たす者です。（租法 42 の 12 の 5③六、租法施行令 27 の 12 の 5⑬、租法施行規則 20 の 10

②）

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- ③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

Q30. 一般被保険者とは。

A30. 雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、被保険者となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65 歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30 日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。（雇用保険法 60 の 2①一）

詳細は厚生労働省またはハローワークにお問い合わせください。

Q31. 継続雇用者給与等支給額とは。

A31. 雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に係る金額を指します。（租法 42 の 12 の 5③六、租法施行令 27 の 12 の 5⑭）

Q32. 高年齢雇用安定法に基づく継続雇用者とは。また、高年齢雇用安定法に基づく 60 歳以上の継続雇用者について、就業規則にはその旨を記載しているが、雇用契約書や賃金台帳等には記載を行っていない場合どのように扱えばよいか。

A32. 高年齢雇用安定法に基づく継続雇用制度とは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」9 条 1 項 2 号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者をいい、それを受けて財務省令で定める者とは、その法人の就業規則において継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次の書類のいずれかにその導入している継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者をいいます（措令 27 の 12 の 4⑪、措規 20 の 9）。

●雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

●その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳  
従って、雇用契約書や賃金台帳等には記載を行っていない場合は、高年齢雇用安定法に基づく継続雇用者とはなりません。

なお、高年齢雇用安定法に関する詳細については、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

Q33. 継続雇用者比較給与等支給額とは。

A33. 適用年度の前事業年度等における継続雇用者給与等支給額です。（租法 42 の 12 の 5③七、租法施行令 27 の 12 の 5⑮）

Q34. 前事業年度等の月数と適用年度の月数とが異なる場合の継続雇用者比較給与等支給額の扱いはどうなるのか。

A34. 前事業年度等の月数によって計算方法が異なります。(租法施行令 27 の 12 の 5⑬⑭⑮)

(1) 前事業年度等の月数が適用年度の月数に満たない場合

適用年度の開始の日の前日～過去 1 年(適用年度が 1 年に満たない場合には適用年度の期間)以内に終了した各事業年度の継続雇用者給与等支給額に適用年度の月数を乗じて、これを適用年度の開始の日の前日～過去 1 年(適用年度が 1 年に満たない場合には適用年度の期間)以内に終了した各事業年度の月数で除して計算した金額を継続雇用者比較給与等支給額とします。

【例】前々事業年度：平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月(12 か月決算)

前事業年度：平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月(6 か月決算)

適用年度：平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月(12 か月決算)

→継続雇用者比較給与等支給額=(前々事業年度のうち平成 29 年 4 月～平成 29 年 9 月の 6 か月の継続雇用者給与等支給額+前事業年度 6 か月の継続雇用者給与等支給額)×12÷(6+6)

(2) 前事業年度等の月数が適用年度の月数を超える場合

前事業年度等の期間うち、適用年度の期間に相当する期間の継続雇用者給与等支給額を継続雇用者比較給与等支給額とします。

【例】前事業年度：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月(12 か月決算)

適用年度：平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月(6 か月決算)

→継続雇用者比較給与等支給額=前事業年度のうち平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月の 6 か月の継続雇用者給与等支給額

詳しくは、[ガイドブック](#)をご参照ください。

Q35. 継続雇用者が 0 人の場合は適用できないのか。

A35. 申し訳ありませんが、適用できません。

Q36. 新規設立で前事業年度がない場合は適用できないのか。

A36. 申し訳ありませんが、適用できません。

### Ⅲ：設備投資について

Q37. 国内設備投資額とは。

A37. 法人が適用年度において、取得等(取得・製作・建設)をした国内資産(国内にある当該法人の事業の用に供する機械・装置等)で当該適用年度終了の日において有するものの減価償却前の取得価額の合計額です。(租法 42 の 12 の 5③八、租法施行令 27 の 12 の 5⑯⑰)

Q38. 国内資産とは。

A38. 国内に所在するもの、国内で使用されるもの等国内事業において使用される減価償却資産をいいます。国内事業で使用されるものであれば、海外からの購入資産でも対象となります。ここでいう、減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券、繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第 13 条各号で規定される資産(建物及びその附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産、生物)です。

Q39. 建設仮勘定は設備投資額の対象となるか。

A39. 対象外です。



Q40. 中古資産は対象となるか。

A40. 対象となります。

Q41. リース資産は対象となるか。

A41. 売買取引とされるリース資産の取得も対象となります。

Q42. 国内の事業の用に供した事業年度が取得等をした事業年度と異なる場合は対象となるか。

A42. 対象となります。すなわち、適用年度終了の日において、未だ事業の用に供していない場合でも、その後国内の事業の用に供することが見込まれる資産は対象となります。(租通 42 の 12 の 5-7)

Q43. 設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。

A43. 既に有する資産の修理・改良等のために行った支出のうち、資本的支出に該当するものは対象となります。(租通 42 の 12 の 5-8)

Q44. 本店、研修施設、寄宿舍等の生産機能を持たない設備への投資も対象となるのか。

A44. 生産機能を持たなくても、国内設備投資額の要件を満たすものであれば対象となります。

Q45. 取得価額の判定は、消費税抜きか。それとも税込みか。

A45. 資産について税抜経理を採用している場合は税抜で、税込経理を採用している場合は税込で判定します。

Q46. 取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。

A46. 設備等資産の所有権を得たこと、つまり設備等資産の購入等（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しをうけたこと）をしたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q47. 自社で製作した資産を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれるのか。

A47. その資産の取得価額には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、及び当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。

Q48. 当期償却費総額とは。

A48. 法人が有する減価償却資産（国内外の全ての減価償却資産）につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(前期等の償却超過額を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む)の合計額です。(租法 42 の 12 の 5③九)

Q49. 当期償却費総額の対象となる減価償却資産は海外で保有する資産を含めるのか。

A49. 海外で保有する資産も含めます。本税制を適用する法人が保有する全ての減価償却資産が対象です。

Q50. 除却損や減損損失等の評価損の金額で損金算入されなかったものも当期償却費総額に含めるのか。

A50. 原則として、含めます。ただし、これらの金額について、継続して「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算からもこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、含めないことが認められます。(租通 42 の 12 の 5-11)

#### IV：教育訓練費について

Q51. 教育訓練費とは。

A51. 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のもので、具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。（租法42の12の5③十、租法施行令27の12の5⑩、租法施行規則20の10③④⑤）  
詳しくは、[ガイドブック](#)をご参照ください。

Q52. 比較教育訓練費の額とは

A52. 適用年度より前二年以内に開始した各事業年度に損金算入される教育訓練費の平均額です。（租法42の12の5③十一）

Q53. 教育訓練費の上乗せ要件に関して、事前に認定などを受ける必要があるか。

A53. 認定などを受ける必要はありません。

Q54. 財務省令で定められている教育訓練費の定義が、社内の教育訓練費の定義と異なる。計算のし直しが必要か。

A54. 教育訓練費の比較の際には、原則は、財務省令で定められる「教育訓練費の範囲」に基づいて集計していただく必要があります。（租法42の12の5③十、租法施行令27の12の5⑩、租法施行規則20の10③④⑤）ただし、平成30年4月1日前に開始する過年度の比較教育訓練費の額の算出に当たっては、企業実態に即した合理的な方法により計算することも認められます。  
詳しくは、[ガイドブック](#)をご参照ください。

Q55. 教育訓練中に従業員に支払った給与は教育訓練費に含まれるか。

A55. 法人が従業員の教育訓練期間中に当該従業員に支払った給与等の人件費は、教育訓練費には含まれません。なお、教育訓練担当部署（人事部、研修部等）に勤務する従業員に支払った給与等の人件費も、教育訓練費には含まれません。

Q56. 教育訓練を受ける従業員に支給する交通費・旅費は、教育訓練費に含まれるか。

A56. 含まれません。

Q57. 自社の役員又は社員を講師として教育訓練を行った場合、講師に支払う人件費や講師料は教育訓練費に含まれるか。

A57. 自社の役員や社員を講師にした場合に支払った人件費や講師料は教育訓練費には含まれません。講師に対する謝金等が教育訓練費となるのは、当該講師を外部から招聘した場合に限られます（子会社などのグループ企業から講師の派遣を受けた場合も対象となります）。

Q58. 自社所有の研修所を改修・修繕した場合、当該改修・修繕費は教育訓練費に含まれるか。

A58. 法人が取得し所有している研修施設を改修・修繕した場合の費用は、教育訓練費には含まれません。

Q59. 会社が自社の研修施設を取得した場合、当該取得費用は教育訓練費に含まれるか。

A59. 含まれません。当該施設等の減価償却費等も対象となりません。

Q60. 会社の研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費に含まれるか。

A60. 含まれません。

## ・外部講師謝金等

- Q61. 外部の法人から講師の派遣を受け、その対価を法人に支払った場合、当該対価は教育訓練費に含まれるか。
- A61. 報酬等の対価を直接講師に支払った場合に限らず、法人に対して支払った場合でも、報酬等は教育訓練費に含まれます。
- Q62. 教育訓練等の研修プログラムの作製を外部に委託した場合の費用は、教育訓練費に含まれるか。
- A62. 教育訓練等に関する計画又は内容の作成について、外部の専門知識を有する者に委託する費用は対象となります。他方で、コンテンツ取得や自社内での作製などに係る費用については対象となりません。

## ・外部施設等使用料

- Q63. 親会社の子会社の施設を賃借して研修を行った場合、その賃借料は親会社の教育訓練費に含まれるか。
- A63. 子会社（出資比率等は問いません）を含め、外部の施設を賃借して研修を行った場合に支出した費用は教育訓練費に含まれます。一方、法人が自ら所有する施設を使用して研修を行った場合に支出した当該施設に係る光熱費や維持管理費は、教育訓練費には含まれません。
- Q64. 教育訓練に使用する設備、器具・備品、コンテンツなどをレンタル又はリースした場合の費用は教育訓練費に含まれるか。
- A64. 法人が外部から教育訓練に使用するために設備、器具・備品、コンテンツなどをレンタル・リースした場合の当該レンタル料・リース料は教育訓練費に含まれます。

## ・研修委託費

- Q65. 出資比率100%の子会社に教育訓練を委託した場合の委託費は教育訓練費に含まれるか。
- A65. 法人が研修を外部に委託した場合、委託先との資本関係の有無にかかわらず当該研修に係る委託費は教育訓練費に含まれます。したがって、100%子会社に委託した場合でも、その委託費は教育訓練費に含まれます。
- Q66. 民間教育会社や教育機関ではなく、一般の事業会社に教育訓練を委託した場合、当該委託費は教育訓練費に含まれるか。
- A66. 委託先が教育訓練を業としていない会社であっても、実態として教育訓練を行うのであれば、委託費は教育訓練費に含まれます。

## ・外部研修参加費

- Q67. 社員を国内外の大学院コース等に参加させる場合に、大学院等に支払う費用は教育訓練費に含まれるか。
- A67. 法人が使用人の職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるために大学院等に留学させる場合の授業料等聴講に要する費用や教科書等の費用で大学院等に支払われる費用は教育訓練費に含まれます。ただし、留学期間中に支払う人件費や旅費、住居費、学資金等、聴講とは直接関係ない費用は教育訓練費には含まれません。また、大学等への通学・留学費用であっても単に学士取得やキャリアアップ等を目的としているなど、使用人が個人として負担すべき費用（所得税法上給与に該当するもの）を法人が肩代わり負担している場合の当該費用は、教育訓練費には含まれません。
- Q68. 従業員が資格・検定試験を受験する際に支払った受験料を法人が負担した場合、当該負担金は教育訓練費に含まれるか。
- A68. 使用人の職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための教育訓練の一環として、資格・検定試験を受験させた場合、その費用は教育訓練費に含まれます。

Q69. 例えば、社員が資格を取得した場合に法人が社員に支払う報奨金は教育訓練費に含まれるか。

A69. 含まれません。

Q70. 組合が組合員である法人から集めた賦課金でその組合員の使用人に対して教育訓練等を実施した場合の当該賦課金は、その組合員である法人の教育訓練費に含まれるか。

A70. 組合員である法人が負担する賦課金の性質によります。例えば、組合が主催する教育訓練に組合員である法人が賦課金の名目でその対価を支払ってその使用人を参加させる場合、その支払った費用は、組合員たる法人の教育訓練費に含まれます。

#### ・教科書その他教材費

Q71. 会社が自ら教科書や教育訓練用コンテンツを製作した場合に支出した人件費、材料（備品・消耗品）購入費、複写・印刷費等の費用は教育訓練費に含まれるか。

A71. 含まれません。

Q72. eラーニングの購入・開発費用は教育訓練費の対象となるか。

A72. 教育訓練用のコンテンツの使用料は対象となります。一方、ソフトウェアの購入費など取得に要する費用や開発費用については対象になりません。

Q73. 会社の教育訓練担当部署が、教育訓練プログラム等を作成するために内部検討資料として書籍を購入した場合、当該購入費は教育訓練費に含まれるか。

A73. 教材費や教科書等は含まれません。

#### ・助成金の給付を受けた費用の取扱い

Q74. 教育訓練費の対象となる費用の中に、助成金の給付を受けた費用がある場合、教育訓練費をどのように計算すればよいか。

A74. 教育訓練費の計算の際には、教育訓練費に充てるため他の者から支払いを受ける金額がある場合には、当該金額を控除する必要があるため、国等から支給を受けた助成金の額は除外します。

#### ・比較教育訓練費の額

Q75. 過去2年分の教育訓練費の平均額（比較教育訓練費の額）はどのように算出すればよいか。

A75. 適用年度の開始の日の前二年以内に開始した各事業年度の教育訓練費をそれぞれ算出して合計し、当該各事業年度の数で除して算出します。なお、適用年度の開始の日の前二年以内に開始した各事業年度の月数がそれぞれ異なる場合は、次の計算により教育訓練費を適用年度のベースに合わせます。

計算式：その異なる事業年度の教育訓練費の額×適用年度の月数÷その異なる事業年度月数  
（月数は暦によって計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とします。）

Q76. 設立の日を含む事業年度は適用対象外ということだが、設立2年目に当該制度の適用を受けようとした場合は比較教育訓練費の額をどのように算出すればよいか。

A76. 設問のような比較教育訓練の額が1事業年度しかない場合は、その1事業年度の教育訓練費の額を比較教育訓練費の額として本税制の適用を判断することになります。（租法42の12の5③十一）

Q77. 法人グループが連結納税を選択している場合、教育訓練費をどのように算出すればよいか。

A77. 連結法人各々で教育訓練費を算出し、それをすべて足し上げた教育訓練費の額の合計額と、同様の方法で算出した比較教育訓練費の額の合計額とを用いて本税制の適用を判断することになります。

Q78. 確定申告に際し、教育訓練費の算出の根拠となる資料の提出は必要か。

A78. 様式は自由ですが、「教育訓練等の実施時期、教育訓練等の実施内容及び実施期間、教育訓練等の受講者、教育訓練費の支払証明を記載した書類」を添付する必要があります。これは、適用年度に係る対象費用の書類だけでなく、前事業年度、前々事業年度に係るこれらの書類も提出する必要があります。（租法施行令 27 の 12 の 5<sup>⑨</sup>、租法施行規則 20 の 10<sup>⑥</sup>）

Q79. 添付する明細書のイメージは。

A79. 「教育訓練費」の明細書等の様式は自由となっています。ガイドブックで明細書例を示しておりますので、以下ご確認ください。

詳しくは、[ガイドブック](#)をご参照ください。